

埼玉県保険医協会・埼玉弁護士会 共催

市民学習会 その2 マイナンバーカードって安心なの？

広告

もう一度考えよう、マイナンバー制度

昨年秋にマイナ保険証と保険証廃止に関して市民学習会を開催した埼玉弁護士会と埼玉県保険医協会が、2月3日にさいたま市浦和区にて第2回目の市民学習会を開催。マイナンバー制度の問題点やマイナンバーカードの利用場面の拡大によって生じる個人情報の扱いや権利侵害の可能性などについてパネルディスカッションが行われた。

マイナンバー制度の根本的な問題から改めて考えよう

埼玉弁護士会会長 尾崎 康氏



埼玉弁護士会では、2012年8月に共通番号制度、マイナンバー制度に対して反対する会長声明を出しております。マイナンバー制度は国家が国民に関する様々な情報、表に出ない情報まで生涯不変の番号で一元的に集約し、これを管理しようとするもの。憲法が保障する国民のプライバシー権を侵害する危険性の高いものです。学習会はこのマイナンバー制度の根本的な問題から改めて考えようとするもので大変重要な意義を有します。最後までご参加ください。

マイナ保険証は10月以降も全国でトラブル続き

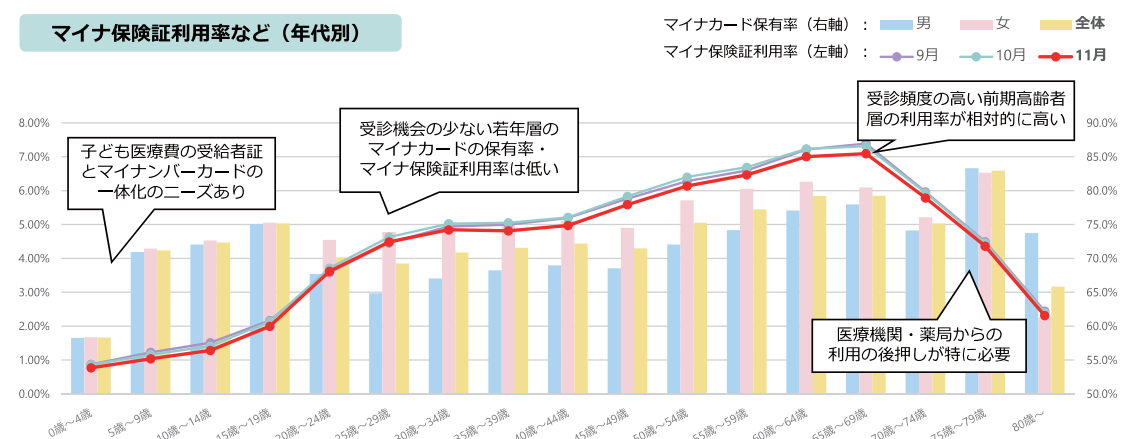
埼玉県保険医協会理事長 山崎 利彦氏



保険医協会の会員アンケートでは埼玉県も全国も回答傾向に違いはみられません。全国どこでも同じようにトラブルが発生しています。昨年10月以降も利用率の低い中ですが約6割の医療機関がトラブルを経験しています。全国的にはマイナ保険証の利用率は下降し続けています。年齢別では実は20代が低く、一番よく利用するのは60代後半です。政府は今年12月に健康保険証を廃止するとしています。なぜマイナ保険証を強行するのか考えたいと思います。



マイナ保険証利用率など(年代別)



どうして国は私たちにマイナカードを持たせたがるのか？

パネルディスカッション



南山大学大学院法務研究科教授 實原 隆志氏



名古屋大学大学院法学研究科教授 稲葉 一将氏



東京新聞編集局デジタル編集部編集委員 長久保 宏美氏



埼玉弁護士会監制法対策本部委員 菅原 啓高氏

マイナンバーカードの裏面

①マイナンバー
・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や、雇用主など法令で規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面に記載される場により、マイナンバーを収集、保管することは不可

②電子証明書
・署名(電子署名)・暗号化(電子署名)・認証(電子署名)・行政機関等(例: 税、マイナポータル、コンビニ交付)のほか、新たに総務大臣が認める
・民間事業者が活用可能な
・金融機関におけるインターネットバンキング等
・電子証明書の発行番号と暗号データを紐付けて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

③空き領域
・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めることにより利用可能
・例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

主体が限定される
民間も活用可能
民間も活用可能
民間も活用可能

内閣官房資料より

マイナンバーの役割 マイナ保険証は5年たったら更新しないと無効に

菅原 マイナンバー制度やカードの関係性についてお願いします。

實原 マイナンバーカード(マイナカード)は個人番号制度(マイナンバー制度)と距離があるものです。マイナカードは住民本人の申請に基づいて発行され利用目的は本人確認の身分証明書として。それは別にデジタルデータを記録、利用でき、こちらの場合はマイナンバーは使用されません。

稲葉 マイナンバー制度は3つの要素から成っていると理解できます。「マイナンバー」「マイナカード」「マイナポータル」です。マイナポータルとマイナカードが結びつくとカード裏面のICチップの電子証明書が必要で、マイナポータルに入っていく鍵の部分がマイナカードです。

長久保 マイナカードには電子証明書が2種類入っており、1つの方が保険証機能と結びつけられます。電子証明書の失効は5年です。5年前にカードを取得している方は、役所から通知が来ているはずで、更新しないと保険証としても使えなくなります。

マイナンバーで私たちが主権者・主体から客体へ性質転化

稲葉 2013年にマイナンバー法の制定に加えて、閣議決定の中で「情報資源」が経営資源となること、「分野・領域を超えた情報資源の収集・蓄積・融合・解析・活用」していくことが示されました。「情報資源」とは私たちの行動や考え方が資源としてビジネスの対象になり、資源として活用されるという意味です。私たちが主権者・主体から客体へと性質転化する論理が含まれるという非常に重要で見過ごせない点です。教育、医療、福祉など様々な分野と官民、国・地方、市町村の区域という違う意味を持った領域を超えて個人情報が融合、解析、活用されていくと言われ、これをくつつけるのにマイナンバー制度

が基盤として必要になってくるという論理関係です。

現状ではマイナカードの法制は緩く詳細は行政に

實原 ドイツではマイナカードのような行政発行の身分証を用いて様々なカードを発行できるようになっているようですが、日本ではマイナカードそのものをいろいろな場面で使わせる方向性が顕著です。マイナカードは個人情報を扱うもので自己情報コントロール権的な権利に関わります。マイナカードを使ってよい場面といけない場面が法制で区別できなければなりません現状は疑問いところもあります。

長久保 マイナンバー制度の目的は、皆さん方の所得把握が一番です。いろいろな地域で事業をなさって利益を上げている方を全部、名寄せするために物すごい事務が必要です。個人番号を振って名寄せをして、収入の実態を正確に税務当局が把握するために導入されたこと認識しています。

菅原 カードのICチップの番号、公的個人認証についてはマイナンバーほどの厳しい制限がないことがあって利活用が進められると、そういう方向にあると聞いています。

稲葉 マイナカードの法的規律が弱いというのは、よく言えば自由、悪く言うと、恣意的に逸脱、悪用されるおそれもあるということです。私たちの行動履歴や思考履歴、図書館で利用すれば、誰が何を借りたかということが把握管理されていく。国のほうで法的規律を弱めて規制緩和して、個人情報を資源として使やすくなるような仕組みにしています。

図書館の利用カードとしてマイナカード

菅原 図書館の利用カードとしてマイナカードが使用される話もでてきます。貸出履歴は個人の思想や信条に関わる重要な情報であるとして、利用者情報を外部に漏らさないよう制限もしております。思想信条と個人情報の管理、漏洩などの危険についてはいかがでしょうか。

實原 利用者番号と利用履歴のひもつけ、外部提供は昔から危険されていた話です。図書館の利用者証にする問題ですが、マイナンバーは自身が法定外利用をすと処罰対象にしているぐらい厳重に管理させているのに、番号が書かれているカードを

堂々と図書館で使うとか、病院で使うとかされている。政府の進め方はちぐはぐだと思います。「マイナカードを使って図書館カードが発行できます」ならまだ分かるのですが。

マイナ保険証の実力は...

菅原 この制度はそもそも国民が求めているのか、国民の利益にかなうのか、それとも誰の利益なのでしょう。

長久保 マイナ保険証について厚労省は、重複医療、重複受療を防げるとも言っています。しかし、そのためにはマイナ保険証だけでは駄目で電子カルテが全ての医療機関で共有でき、リアルタイムで処方や診療した記録がほかの病院でも見られるということが必要です。マイナ保険証の存在意義の最終形です。データベース化した情報を匿名化した上で新薬開発や難病治療に生かそうという構想があります。マイナ保険証は皆さんが実験台になるためのパスポートなのです。

菅原 1月の震災でマイナ保険証が一定程度有用だという話もあるようですが。

山崎 大規模災害があって、カルテや保険証の情報が見られなくなったときは、限定エリアに対しての保険情報を問い合わせるシステムがあります。ところが、マイナ保険証の資格確認は光回線で結ばれていて地震で切れてしまうとつながりなくなります。停電が直って電気がつくけど光回線がまだつながらないからという理由でマイナ保険証は使えない事態が能登半島で残っています。

マイナ保険証の解除は10月から受けつけ

長久保 12月2日に保険証の新規発行が終わります。今年の10月にはマイナ保険証の解除の受付も始まります。マイナ保険証を使いたくないという人は解除するとよいと思います。

菅原 今、この国の主権者である私たちの在り方そのものが問われていると思います。皆さん、本日は最後までありがとうございました。

※マイナンバー制度の最高裁判決の討論は紙面のスペース上割愛いたしました。

市民学習会の当日の様子がアーカイブで見られます

埼玉保険医 検索

